

公立大学法人奈良県立大学地域創造研究センタープロジェクト研究ユニット設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、公立大学法人奈良県立大学地域創造研究センター運用規程第6条に基づき、プロジェクト研究ユニット（以下、「研究ユニット」という。）の設置・運用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 研究ユニットは、社会的要請の高い分野の自主的研究および学際的共同研究を推進し、奈良県立大学（以下、「本学」という。）の研究活動の展開に資することを目的とする。

(事業)

第3条 研究ユニットは、前条の目的を達成するため、次の活動を行う。

- (1) 研究、調査および成果の発表
- (2) 研究会、講演会、講習会等の企画および開催
- (3) 受託研究、寄附研究、科学研究費等による研究プロジェクトの受入
- (4) その他研究ユニットの目的達成に必要な事項

(設置承認)

第4条 研究ユニットを設置しようとする本学専任教員（常勤の特任教員を含む。）である研究代表者（以下、「研究代表者」という。）は、センター長に申請しなければならない。

- 2 前項の規定による申請は、プロジェクト研究ユニット設置申請書（様式1）を地域創造研究センター事務局（以下、「事務局」という）に提出して行わなければならない。
- 3 センター長は、第1項の規定による申請が適当と認められるときは、地域創造研究センター運営委員会（以下、「委員会」という。）の意見を聞いた上で、設置を承認するものとする。

(設置期間)

第5条 研究ユニットの設置は、原則として5年以内とする。

- 2 研究代表者は、毎年度4月末までに、当該年度の研究計画（様式2）をセンター長に提出しなければならない。
- 3 研究代表者が、研究プロジェクトの継続のために事由を付して期間延長を申請したときは、センター長は委員会の意見を聞いた上で、期間延長を承認することができる。
- 4 前項の規定による申請は、プロジェクト研究ユニット設置延長申請書（様式3）を事務局に提出して行わなければならない。

(研究ユニット員)

第6条 研究ユニット員は、各研究ユニットが行う研究プロジェクトに参加する本学の専任教員、特任教員、客員教員、客員研究員、その他センター長が認めた者をもってこれに充てる。

- 2 前項の研究ユニット員のほか、研究ユニットの活動上必要と認められるときは、研究補助員を置くことができる。
- 3 研究代表者は、研究ユニット員、研究補助員を第7条第1項に規定する資金で雇用しようとする場合は、センター長に申請しなければならない。
- 4 前項の規定による申請は、研究ユニット員等雇用申請書（様式4）を事務局に提出して行わなければならない。
- 5 センター長は、前々項の規定による申請が適当と認められるときは、委員会に諮った上で、雇用することを承認するものとする。

(ユニット研究費)

第7条 研究ユニットに係る経費は、大学からの個人研究費、学外研究助成金、研究調査等の受託収入その他の収入をもってこれに充てるほか、予算の範囲内でユニット研究費を支給するこ

とができる。

- 2 ユニット研究費の額は、1研究ユニットにつき年間10万円以内とする。ただし、予算の状況により、増減することができる。
- 3 ユニット研究費の使途は、原則として、旅費（日当を除く）、報償費（研究ユニット員に対するものを除く。）、賃金（研究補助員に対するもの。）、書籍購入費、印刷製本費、消耗品費、通信運搬費、研究発表費とし、備品購入費には充てられない。
- 4 ユニット研究費の支給を希望する研究代表者は、前年度の2月末までに、その使途予定等を記載した申請書（様式5）をセンター長に提出しなければならない。
- 5 センター長は委員会に諮った上で、前年度末までに各ユニットに配分額を通知する。
- 6 前項による配分により予算額に残がある場合は、年度途中で追加申請を受け付けることができるものとする。
- 7 ユニット研究費の支給を受けた研究ユニットは、当該年度末までに様式6により使途実績を報告するとともに、学内研究会において当該年度の研究成果を発表しなければならない。
- 8 前項に定める報告または発表がなされない場合、または使途が不適切あるいは研究成果の内容が不十分と認められる場合は、委員会の意見を聴いた上で、ユニット研究費の全部または一部を返還させることができる。
- 9 ユニット研究費は研究代表者に支給するものとし、経理手続きは個人研究費の例に準じて行う。

（施設の利用）

第8条 研究ユニット員および研究補助員は、本学の教育研究活動に支障のない範囲内において、研究上必要な学内の施設を利用することができる。

（研究成果の公表）

第9条 研究ユニットは研究の成果を、学内研究会等での発表、研究季報への掲載などの方法により、公表するものとする。

- 2 研究ユニットにおける研究、調査に基づく著作に関する権利等の帰属または利用については、各研究ユニット員間で適切に取り決めるものとする。

（呼称使用）

第10条 研究ユニット員には、「奈良県立大学 地域創造研究センター 研究ユニット員」の呼称使用を認める。

- 2 研究ユニット員は、その研究活動等において、できるだけ第1項の呼称を使用するものとする。

（その他）

第11条 この要綱に定めるもののほか、研究ユニットの運営に関して必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年6月29日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年1月29日から施行する。